

令和2年度
創業者テナントマッチング事業
募集要項

○本事業では、鹿児島市が主催する創業に関するセミナー等の修了者が中心市街地内の商店街等の空き店舗を活用して新規開業する場合、空き店舗の整備に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

○募集期間 令和2年4月1日～
(予算の執行状況によっては募集を予告なしで停止する場合がございます)

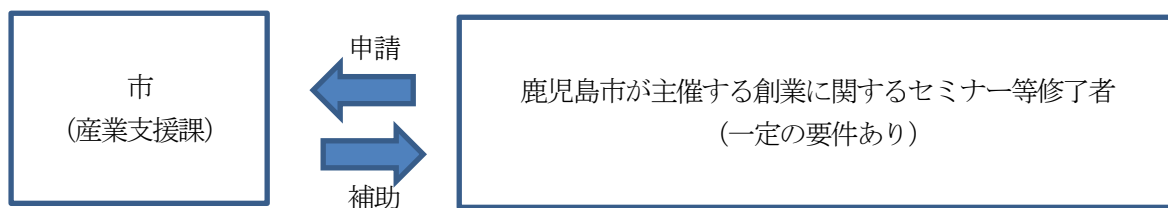
○お問い合わせ先
鹿児島市産業支援課 商業サービス業係 099-216-1322

令和2年4月
鹿児島市

I 事業目的

鹿児島市が主催する創業に関するセミナー等を修了した者の中心市街地における創業を促すとともに、同区域の空き店舗の活用を図るため、テナント入居者を支援することにより、中心市街地の商業機能の集積及び商店街の活性化並びに空き店舗の減少を図る。

II 事業スキーム



III 事業内容

(1) 補助対象者

鹿児島市が主催する創業に関するセミナー等を修了し、中心市街地の商店街や通り会にある空き店舗を活用して新たに開業する者

- ・一定の要件があります。
- ・過去に同事業による補助金交付を受けた方は対象外です。

■創業に関するセミナー等及び一定の要件は以下のものを指します。

1. ワンストップ相談窓口【実施：鹿児島市産業創出課】

(内容)

ソーホーかごしまに配置しているインキュベーション・マネージャーから創業に関する支援を受けること

(一定の要件)

インキュベーション・マネージャーによる1ヶ月以上継続した4回以上のハンズオン支援を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓等の知識を習得したこと

2. 創業スキル養成講座（基礎編）【実施：鹿児島市産業創出課】実施予定時期：7～8月

(内容)

全6回の創業に関する必要最低限の知識・ノウハウの習得を目指す講座

(一定の要件)

以下の(1)、(2)をいずれも満たすこと

- (1)全6回のうち、経営・財務・人材育成・販路開拓のテーマを含む5回以上受講したこと
- (2)インキュベーション・マネージャーによるハンズオン支援を受け、知識を習得したこと

3. 創業スキル養成講座（実践編）【実施：鹿児島市産業創出課】実施予定時期：11～12月

(内容)

全5回の個別指導やディスカッションを取り入れ、事業計画をブラッシュアップし、具体的に創業することを目指す講座

(一定の要件)

全5回のうち、経営・財務・人材育成・販路開拓のテーマを含む4回以上受講し、知識を習得したこと

4. インキュベーション事業【実施：鹿児島市産業創出課】

(内容)

ソーホーかごしま創業準備ブースに入居し、インキュベーション・マネージャーから創業に関する支援を受けること

(一定の要件)

以下の(1)、(2)をいずれも満たすこと

(1)ソーホーかごしま創業準備ブースを利用したこと

(2)インキュベーション・マネージャーによる1ヶ月以上継続した4回以上のハンズオン指導を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓等の知識を習得したこと

5. リノベーションスクール【実施：鹿児島市産業支援課】

(内容)

空き店舗等の再生の担う人材の育成を図るためのスクール

(一定の要件)

修了証書を授与された者

※令和2年度はスクールを実施いたしません。

6. かごしま創業塾【実施：鹿児島商工会議所】

(内容)

創業準備に必要な知識やビジネスプランの作成を学ぶ講座

(一定の要件)

以下の(1)、(2)をいずれも満たすこと

(1)全6回のうち、経営・財務・人材育成・販路開拓のテーマを含む5回以上受講したこと

(2)経営指導員等によるハンズオン支援を受け、知識を取得したこと

7. 経営指導員・専門家によるハンズオン支援【実施：鹿児島商工会議所】

(内容)

経営指導員等から創業に関する支援を受けること

(一定の要件)

経営指導員等による1ヶ月以上継続した4回以上のハンズオン支援を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓等の知識を取得したこと

8. 経営指導員・専門家等によるハンズオン支援【実施：かごしま市商工会】

(内容)

経営指導員等から創業に関する支援を受けること

(一定の要件)

経営指導員等による1ヶ月以上継続した4回以上のハンズオン支援を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓等の知識を取得したこと

(2) 補助要件

補助対象者が次に掲げる要件を満たしていること。

- ・ 中心市街地内の商店街等に所在する空き店舗への新規出店であること。
- ・ 市内に居住していること、又は市内に主たる事業所若しくは営業所があること。
- ・ 市内に店舗を有していないこと、又は市内に有している店舗において空き店舗の活用後も引き続き事業を営むこと。
- ・ 納期の到来している市税を完納していること。
- ・ 開業に必要な許認可等を取得していること、又は取得見込みであること。
- ・ 空き店舗において行う事業は、原則、6 時間以上営業するもので、1 月当たりの開業日数が 20 日以上であること。
- ・ 商店街等への入会など、商店街活動に協力すること。
- ・ 開業月から 2 年間は少なくとも年 1 回、本市が設置しているインキュベーション・マネージャーの助言等を受けること。
- ・ 開業月から 2 年間は、経営状況及び雇用状況等を本市が指定する時期に報告すること。

(3) 対象業種

小売業、飲食業及びサービス業

- ・ 事務所等は対象となりません。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する風俗営業者は除きます。

(4) 対象経費

開業に伴う空き店舗の整備に要する経費で、整備工事着手日から営業開始日までに要した経費に限る。

【対象経費の範囲は以下のとおりです。】

- ・ 内外装費、空調設備費、照明設備費、水回りの改装費及びこれらに類する経費
- ・ 什器・備品等の購入費は除く。

(5) 補助率

1 / 2 以内（※千円未満切捨て）

(6) 上限額

1 0 0 万円

(7) 補助対象地域

中心市街地の商店街・通り会がある地域

- ・ 中心市街地は第 3 期鹿児島市中心市街地活性化基本計画で定める計画区域

■対象の商店街・通り会は以下のとおりです。

(上町地区)

- 1 たてばば通り会
- 2 鹿児島駅前通り会
- 3 滑川通会
- 4 小川町商店街協同組合
- 5 鹿駅前本通り会
- 6 易居町本通り会
- 7 名山町通り会
- 8 新町通り飲食店会
- 9 鶴丸城二の丸通り会

(中央地区)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 金生通り商店街振興組合 | 20 船津町通り会 |
| 2 中町ベルク商店街振興組合 | 21 天文館銀座通り会 |
| 3 納屋通り商店街振興組合 | 22 松原本通り会 |
| 4 中町コア・モール商店街振興組合 | 23 天文館文化通り会 |
| 5 照国表参道商店街振興組合 | 24 萩原通り会 |
| 6 いづろ商店街振興組合 | 25 天文館二本松馬場通り会 |
| 7 ゴンザ通り会 | 26 山之口町中通り会 |
| 8 天神おつきや商店街振興組合 | 27 天文館山之口本通り会 |
| 9 天文館一丁目商店街振興組合 | 28 二官橋通り会 |
| 10 グルメ通り会 | 29 樋之口本通り会 |
| 11 セピア通り通り会 | 30 高見馬場通り会 |
| 12 七味小路通り会 | 31 山之口電車通り会 |
| 13 天文館本通商店街振興組合 | 32 照国神社表参道通り会 |
| 14 天文館はいから通商店街振興組合 | 33 御幸通り会 |
| 15 天文館にぎわい通商店街振興組合 | 34 中町御堂筋通り会 |
| 16 天文館通り繁華街協同組合 | 35 中町別院通り会 |
| 17 天文館千日通り会 | 36 中町本通り会 |
| 18 天文館電車通り | 37 柿本寺通り会 |
| 19 松山通り会 | 38 フレッセ厚生市場 |

(鹿児島中央駅地区)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 西田本通り会※一部 | 8 宮田通り会※一部 |
| 2 西田1丁目黄金通り会 | 9 西駅前朝市通り会 |
| 3 一條通り通り会 | 10 ゴウさんのはな通り会 |
| 4 中央町本通会 | 11 西銀座通り会 |
| 5 一番街商店街振興組合 | 12 西駅前本通会 |
| 6 中央町ベル通り会 | 13 黄金通り会 |
| 7 都通り商店街振興組合 | |

(8) 補助対象空き店舗

建物の全面道路から内部の状況が容易に確認でき、かつ直接出入りできる、原則、1階部分の店舗用の物件で、3ヶ月以上継続して商業活動の行われていないものをいう。

IV 申請書類

以下の書類を整備工事着手前に提出すること。

- (1) 補助金等交付申請書【様式あり】
- (2) 事業計画書【様式あり】
- (3) 収支予算書【様式あり】
- (4) 賃貸借契約書の写し
- (5) 空き店舗の位置図
- (6) 空き店舗の整備に係る図面
- (7) 空き店舗の整備に係る工事見積書（原則として2者以上）
- (8) 空き店舗の現況写真
- (9) 市税納付状況確認に関する同意書【様式あり】
- (10) 許認可・資格等の確認書類（必要な業種のみ）
- (11) 住民票（個人の場合）
- (12) 法人登記簿謄本（法人の場合）
- (13) 商店街加入確認書
- (14) 職務経歴書
- (15) 暴力団排除に関する誓約・同意書【様式あり】
- (16) その他市長が必要と認める書類

・提出先、お問合せ先は下記のとおりです。

(担当部署)

鹿児島市産業支援課商業サービス業係

(所在地及び連絡先)

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

TEL 099-216-1322

FAX 099-216-1303